

平成19年 6月20日

各位

会社名 株式会社 クラレ
代表者名 取締役社長 和久井 康明
コード番号 3405
上場取引所 東証・大証第一部
問合せ先 CSR 本部長 吉野 博明
TEL (03) 6701 - 1078

新株予約権に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、平成19年6月20日開催の取締役会において、新株予約権の発行について発行登録を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集有価証券の種類 新株予約権証券
2. 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで
(平成19年7月から平成21年7月まで)
3. 募集方法 株主割当
4. 発行予定額 4億円
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額(無償)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)

当社は、平成19年4月26日に開催された取締役会において、本日開催の当社定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において出席株主の皆様のご賛同を得て可決されることを条件に、当社の株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定いたしました。本株主総会において本プランの導入が承認され、本日その効力が発生いたしました。

本プランは、当社株式の大量買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、大量買付者がかかる要請に応じない場合や、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に、対抗措置を発動できることとしています。本発行登録は、このような場合の対抗措置として、必要に応じて機動的に新株予約権を発行することを可能とするものです。

本プランの詳細については、当社ウェブサイトの「ニュースリリース」に掲載している平成19年4月26日付「当社の株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について」(http://www.kuraray.co.jp/release/2007/070426_01.html)をご覧ください。

以上